

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 月 20 日

各都道府県・広島市・長崎市  
原爆被爆者援護担当部局 御中

厚生労働省健康局総務課

令和 5 年度原爆被爆者各種手当の額について

令和 5 年度における原爆被爆者各種手当の額について、下記のとおりとする予定ですので、準備方よろしくお取り計らい願います。

なお、正式な決定となりましたら、改めてお知らせいたします。

記

|           | 【令和 4 年度】 | 【令和 5 年度(案)】     |
|-----------|-----------|------------------|
| 医療特別手当    | 141,900 円 | <u>145,420 円</u> |
| 特別手当      | 52,400 円  | <u>53,700 円</u>  |
| 原子爆弾小頭症手当 | 48,840 円  | <u>50,050 円</u>  |
| 健康管理手当    | 34,900 円  | <u>35,760 円</u>  |
| 保健手当（一般）  | 17,500 円  | <u>17,940 円</u>  |
| 保健手当（増額）  | 34,900 円  | <u>35,760 円</u>  |
| 家族介護手当    | 22,280 円  | <u>22,830 円</u>  |
| 介護手当（重度）  | 105,560 円 | <u>105,800 円</u> |
| 介護手当（中度）  | 70,360 円  | <u>70,520 円</u>  |
| 葬祭料       | 212,000 円 | 212,000 円        |

※ 令和 5 年 4 月の改定（案）は、令和 4 年消費者物価指数の対前年比変動率が 2.5%増（介護手当（重度、中度）については、令和 4 年人事院勧告での月例給の改定が 0.23%増）となったことによるものです。

(照会先)  
厚生労働省健康局総務課  
指導調査室援護予算係 担当 箱守  
03-5253-1111 (ex 2326)